



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当 日 が 県 の 休 日 に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

○ 公有水面埋立ての免許・2件（漁港漁場課）	1
○ 沖縄県立博物館・美術館の観覧料の承認（文化振興課）	3
公 告	
○ 特定調達契約に係る落札者の決定（工業技術センター）	4
○ 建設業者の許可の取消し（土木企画課）	4
○ 市決定に係る都市計画の変更の図書の縦覧・3件（都市計画・モノレール課）	6
○ 開発行為に関する工事の完了（建築指導課）	6
選挙管理委員会事項	
○ 選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び3分の1の数	6
○ 沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	7
収用委員会事項	
○ 公示送達	7

告 示

沖縄県告示第32号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成24年1月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 埋立免許の年月日及び指令番号 平成24年1月11日 沖縄県指令農第12号
- 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - 免許を受けた者 那覇市泉崎1丁目2番2号 沖縄県
 - 代表者 那覇市寄宮1丁目7番1号 沖縄県知事 仲井眞弘多
- 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - 埋立区域
 - 位置 島尻郡渡名喜村西1917番8及び1917番17の地先公有水面
 - 区域 次の各地点のうち①の地点から⑦の地点までを順次に結んだ線、⑦の地点から⑬の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.26メートル）における公有水面と島尻郡渡名喜村西917番17及び1917番8との境界線並びに①の地点と⑬の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.26メートル）における公有水面と島尻郡渡名喜村西1917番8との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（東20）ワッチャー（北緯26度21分53秒1715、東経127度08分33秒1935）から345度10分09秒811.11メートルの地点

②の地点 ①の地点から189度18分16秒3.04メートルの地点

③の地点 ②の地点から278度49分50秒25.74メートルの地点

④の地点 ③の地点から09度08分49秒26.53メートルの地点

⑤の地点 ④の地点から99度08分58秒15.05メートルの地点

- ⑥の地点 ⑤の地点から09度08分44秒120.32メートルの地点
- ⑦の地点 ⑥の地点から99度08分31秒5.09メートルの地点
- ⑧の地点 ⑦の地点から189度09分20秒16.43メートルの地点
- ⑨の地点 ⑧の地点から188度57分02秒107.39メートルの地点
- ⑩の地点 ⑨の地点から277度50分51秒0.66メートルの地点
- ⑪の地点 ⑩の地点から189度35分46秒1.62メートルの地点
- ⑫の地点 ⑪の地点から280度11分26秒14.18メートルの地点
- ⑬の地点 ⑫の地点から188度55分23秒18.62メートルの地点

ウ 面積 914.53平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 島尻郡渡名喜村西1917番6、1917番8、1917番9、1917番14及び1917番17の地内並びに同村西1917番6、1917番8、1917番9、1917番14及び1917番17の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及びⒶの地点とⒷの地点を結んだ線により囲まれた区域

- Ⓐの地点 四等三角点（東20）ワッチャー（北緯26度21分53秒1715、東経127度08分33秒1935）から342度31分29秒817.42メートルの地点
- Ⓑの地点 Ⓐの地点から09度08分46秒45.00メートルの地点
- Ⓒの地点 Ⓑの地点から99度08分43秒15.00メートルの地点
- Ⓓの地点 Ⓒの地点から09度08分44秒120.00メートルの地点
- Ⓔの地点 Ⓓの地点から99度08分49秒33.00メートルの地点
- Ⓕの地点 Ⓕの地点から189度08分45秒165.00メートルの地点

ウ 面積 6,120.04平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第33号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第2条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり免許した。

平成24年1月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 埋立免許の年月日及び指令番号 平成24年1月11日 沖縄県指令農第13号

2 免許を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名

- (1) 免許を受けた者 うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市
- (2) 代表者 うるま市字天願1704番地 うるま市長 島袋俊夫

3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域

(1) 埋立区域

ア 位置 うるま市勝連津堅灯台原299番30、299番31及び299番29に接する無地番地の地先公有水面
イ 区域 次の各地点のうち①の地点から④の地点までを順次に結んだ線、④の地点と⑤の地点を結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と既設構造物との境界線、⑤の地点から⑨の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と無地番地との境界線、⑨の地点から⑫の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面とうるま市勝連津堅灯台原299番30との境界線、⑫の地点から⑭の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と既設構造物との境界線、⑭の地点と⑮の地点を結ぶ線、⑮の地点から⑯の地点までを順次に結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と同市勝連津堅灯台原299番31との境界線及び①の地点と⑰の地点とを結ぶ平成23年の秋分の満潮位（D.L.+2.22メートル）における公有水面と同市勝連津堅灯台原299番31との境界線により囲まれた区域

①の地点 四等三角点（東3）津堅（北緯26度14分58秒9447、東経127度56分14秒8144）から177度18分01秒614.02メートルの地点

②の地点 ①の地点から314度05分29秒8.07メートルの地点

③の地点 ②の地点から44度05分16秒29.76メートルの地点

- ④の地点 ③の地点から314度05分12秒99.51メートルの地点
 ⑤の地点 ④の地点から44度59分55秒63.34メートルの地点
 ⑥の地点 ⑤の地点から106度23分09秒8.47メートルの地点
 ⑦の地点 ⑥の地点から153度24分20秒6.99メートルの地点
 ⑧の地点 ⑦の地点から151度33分00秒5.13メートルの地点
 ⑨の地点 ⑧の地点から150度06分30秒20.58メートルの地点
 ⑩の地点 ⑨の地点から253度45分26秒15.32メートルの地点
 ⑪の地点 ⑩の地点から162度48分33秒10.81メートルの地点
 ⑫の地点 ⑪の地点から74度02分52秒14.83メートルの地点
 ⑬の地点 ⑫の地点から152度17分22秒12.93メートルの地点
 ⑭の地点 ⑬の地点から149度18分48秒17.90メートルの地点
 ⑮の地点 ⑭の地点から145度52分31秒32.10メートルの地点
 ⑯の地点 ⑮の地点から252度26分30秒30.90メートルの地点
 ⑰の地点 ⑯の地点から162度51分50秒29.69メートルの地点

ウ 面積 5,681.32平方メートル

(2) 埋立てに関する工事の施行区域

ア 位置 うるま市勝連津堅灯台原299番29、299番30、299番31、299番32、299番33、299番29に接する無地番地及び299番31に接する無地番地の地内並びに同市勝連津堅灯台原299番30、299番31及び299番29に接する無地番地の地先公有水面

イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び④の地点と⑯の地点を結んだ線により囲まれた区域

Ⓐの地点 四等三角点（東3）津堅（北緯26度14分58秒9447、東経127度56分14秒8144）から178度34分39秒440.83メートルの地点

Ⓑの地点 Ⓐの地点から146度59分46秒114.00メートルの地点

Ⓒの地点 Ⓑの地点から159度08分49秒65.00メートルの地点

Ⓓの地点 Ⓒの地点から224度05分12秒100.00メートルの地点

Ⓔの地点 Ⓓの地点から314度05分14秒170.00メートルの地点

ウ 面積 22,284.82平方メートル

4 埋立地の用途 漁港施設用地

沖縄県告示第34号

沖縄県立博物館・美術館の設置及び管理に関する条例（平成18年沖縄県条例第72号）第11条第5項の規定により、次のとおり沖縄県立博物館・美術館の観覧料を承認した。

平成24年1月20日

沖縄県文化観光スポーツ部長 平 田 大 一

1 施設の名称 沖縄県立博物館・美術館

2 指定管理者

文化の杜共同企業体

代表者 那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄文化の杜

那覇市おもろまち1丁目3番31号 株式会社沖縄タイムス社

浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業

3 観覧料を承認した期間 平成24年3月30日から同年5月6日まで

4 観覧料の額

美術館企画展「田中一村展～琉球弧で開花した美の世界～」

区分	観覧料の額（1人につき）	
	個人の場合	団体の場合
美術館施設	一般 1,000円	800円
	大学生及び高校生 700円	560円

中学生及び小学生	300円	240円
----------	------	------

備考

- 1 「一般」とは、「大学生及び高校生」及び「中学生及び小学生」のいずれにも該当しない者（小学校就学の始期に達するまでの者を除く。）をいう。
- 2 「大学生及び高校生」とは、大学の学生及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいう。
- 3 「中学生及び小学生」とは、中学校の生徒及び小学校の児童その他これらに準ずる者をいう。
- 4 「団体の場合」とは、20人以上の団体で観覧する場合及び教育委員会規則で定める場合をいう。

公 告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

平成24年1月20日

沖縄県工業技術センター所長 比嘉眞嗣

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 TOF/MSシステム（6530システム。アジレント・テクノロジー社製）1式
 - 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 沖縄県工業技術センター うるま市字州崎12番地2
 - 3 契約者を決定した日 平成23年12月14日
 - 4 落札者の名称及び所在地 西川計測株式会社沖縄営業所 沖縄県那覇市久茂地1丁目12番12号
 - 5 落札金額 29,500,000円
 - 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
 - 7 入札の公告を行った日 平成23年11月25日
-

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成24年1月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1(1) 処分をした年月日 平成23年12月28日
 (2) 商号名 有限会社國光建設
 (3) 代表者名 新里進
 (4) 所在地 石垣市字真栄里324番地7
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第2733号、沖縄県知事 許可（般-19）第2733号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する特定建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月8日付で、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2(1) 処分をした年月日 平成24年1月6日
 (2) 商号名 株式会社上原土木
 (3) 代表者名 上原日正
 (4) 所在地 糸満市字糸満122番地
 (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-19）第59号、沖縄県知事 許可（般-19）第59号
 (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する一般建設業の許可の取消し
 (7) 処分の原因となった事実 平成23年12月5日付で、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事

業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。

- 3(1) 処分をした年月日 平成24年1月6日
(2) 商号名 有限会社光洋建設
(3) 代表者名 上地和浩
(4) 所在地 石垣市字登野城670番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第7540号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年12月5日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、左官工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、造園工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があつた。
- 4(1) 処分をした年月日 平成24年1月6日
(2) 商号名 株式会社南西建設
(3) 代表者名 砂川勝義
(4) 所在地 宮古島市平良字荷川取320番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-22）第3923号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年12月8日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があつた。
- 5(1) 処分をした年月日 平成24年1月6日
(2) 商号名 有限会社金元建設
(3) 代表者名 金城元一
(4) 所在地 宜野湾市字宇地泊239番地1
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-21）第10765号、沖縄県知事 許可（般-22）第10765号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年12月12日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があつた。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年1月6日
(2) 商号名 大浦組
(3) 代表者名 大浦初江
(4) 所在地 宮古島市伊良部字池間添1704番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-22）第8817号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年12月15日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があつた。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年1月6日
(2) 商号名 株式会社石島建設
(3) 代表者名 大底トモエ
(4) 所在地 石垣市字新川372番地の2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-18）第8400号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成23年12月19日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があつた。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年1月6日
(2) 商号名 沖縄化学産業株式会社
(3) 代表者名 島袋達子
(4) 所在地 那覇市曙2丁目26番36号

(5) 許可番号 沖縄県知事 許可（特-21）第5557号、沖縄県知事 許可（般-22）第5557号

(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画公園の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 都市計画の名称 3・3・那5号虎瀬公園

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画一団地の住宅施設の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 都市計画の名称 大名公営住宅

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、那覇市から送付のあった那覇広域都市計画地区計画の変更に係る図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成24年1月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 都市計画の名称 那覇市大名市営住宅地区地区計画

2 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成24年1月20日

沖縄県知事 仲井眞弘多

1 開発許可年月日及び指令番号 平成20年7月10日 沖縄県指令土第684号

2 開発区域に含まれる地域の名称 南風原町字宮平932番4及び932番5

3 公共施設 なし

4 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南風原町字兼城235番地3アカミネマンション401 嘉数正次

5 検査済証番号 平成24年1月12日 第2953号

6 工事完了年月日 平成23年11月30日

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

なお、平成23年沖縄県選挙管理委員会告示第12号は、廃止する。

平成24年1月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連本伸

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 21,747
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える場合にあっては、その超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数） 247,890
- 3 県の議会の議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選 挙 区 名	3分の1の数
名護市	15,310
うるま市	30,175
沖縄市	33,786
宜野湾市	23,591
浦添市	27,932
那覇市	82,911
豊見城市	14,623
南城市	10,604
糸満市	14,838
宮古島市（宮古郡を含む。）	14,636
石垣市（八重山郡を含む。）	13,842
国頭郡（島尻郡伊平屋村及び伊是名村を含む。）	18,416
中頭郡	38,022
島尻郡（伊平屋村及び伊是名村を除く。）	23,764

沖縄県選挙管理委員会告示第2号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、次のとおりである。

なお、平成23年沖縄県選挙管理委員会告示第1号は、廃止する。

平成24年1月20日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 阿波連本伸

沖縄海区漁業調整委員会委員選挙の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 1,178

収用委員会事項

沖縄県収用委員会告示第4号

収用し、及び明け渡すべき土地 宮古島市上野字新里当原1004番40及び1004番41

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡前里誠一法定相続人仲宗根恵輝 住所不明ただし、住民票上の住所静岡県富士市東柏原新田264番地の34サンシティ長橋203号

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡渡真利ヤマンサ法定相続人渡真利三雄 住所不明ただし、住民票上の住所兵庫県尼崎市西立花町2丁目29番10-203号

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡西里加根法定相続人西里勝弘 住所不明ただし、住民票上の住所埼玉県桶川市大字上日出谷1195番地の3 レオパレスmomo-106号

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里金盛法定相続人新里正行 住所不明ただし、住民票上の住所沖縄県浦添市勢理客3丁目1番地23号2F

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡根間和一法定相続人新里清光 住所不明ただし、戸籍附票上の住所沖縄県宮古島市城辺字比嘉256番地

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡根間和一法定相続人根間功成 住所不明ただし、戸籍附票上の住所神奈川県川崎市川崎区浅田2丁目13番6号鈴木荘205

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里亀法定相続人友利尚己 住所不明ただし、住民票上の住所沖縄県那覇市字安謝205番地15友利貸間1階

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里松金法定相続人新里キヨ 住所不明ただし、戸籍附票上の住所沖縄県豊見城市字金良88番地良長園

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡下地金盛法定相続人入部ヒサ子 住所不明ただし、住民票上の住所大阪府大阪市都島区都島北通2丁目18番27-205号

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡渡真利世貴法定相続人砂川美佐子 住所不明ただし、戸籍附票上の住所沖縄県宮古島市平良字西里269番地2

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡新里真津法定相続人砂川サチ 住所不明ただし、戸籍附票上の住所愛知県大府市共栄町8丁目7番地5コーポよしゆき103号

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡渡真利金藏法定相続人渡真利泰伸 住所不明ただし、戸籍附票上の住所沖縄県宮古島市平良字下里1575番地第2ファミリーM302号

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡渡真利金藏法定相続人砂川友子 住所不明ただし、戸籍附票上の住所愛知県名古屋市港区小確4丁目541番地NDSマンション小確303号

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡勝連眞津金法定相続人河井義夫 住所不明ただし、戸籍附票上の住所埼玉県上尾市大字小泉784番地1

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡勝連眞津金法定相続人本村和子 住所不明ただし、住民票上の住所沖縄県宮古島市上野字新里978番地7

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡上里渡那法定相続人宮國健一 住所不明ただし、戸籍附票上の住所愛知県名古屋市守山区大森3丁目1206番地2

土地所有者 不明ただし、登記名義人亡西里金盛法定相続人知念めり子 住所不明ただし、戸籍附票上の住所広島県福山市千田町3丁目17-101号

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 福琉印刷 〒900-0012 沖縄県那覇市泊2-19-8
---	--